

第九節 地域団体商標の手数料の軽減

I 福島復興再生特別措置法による手数料の軽減

平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)が公布されました。この法律は、東日本大震災による地震、津波被害に加えて、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、福島の復興及び再生のための特別の措置を定め、これを推進することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するために制定されたものです。

同法において、福島の復興及び再生のための特別の措置の一つとして、商標法の特例を設けました。これにより、原子力災害に伴う風評被害等によって著しく毀損した福島の農産物、観光等に係るブランドの再生等を支援することとしています。

当該特例の具体的な措置は、同法に基づいて、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に関する地域団体商標の商標登録について、その事業の実施期間内に限り、出願手数料・登録料を軽減するものです。

1. 軽減措置に係る要件

(1) 出願手数料の軽減を受けられる者(主体に係る要件)

地域団体商標登録出願人が、福島復興再生特別措置法に規定する商品等需要開拓事業の実施主体であること。

(2) 商品等に係る要件

認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※福島特措法第64条第2項及び第3項に規定する認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るもののみを支援の対象とします。

そのため、出願人が、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

(3) 出願に係る時期的要件

商品等需要開拓事業の実施期間内に出願するものであること。

2. 措置の内容

出願手数料：1/2軽減

3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願(様式見本2)を提出するとともに、出願手数料軽減申請書(様式見本1)を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、上記1. (2) の認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面（様式見本3）を添付しなければなりません。

様式見本1：出願手数料軽減申請書

出願手数料軽減申請書	
(福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による軽減)	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
あて先	特許庁長官 殿
1. 出願の表示	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願 (整理番号：〇〇〇〇)
2. 申請人	
識別番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・
氏名又は名称	〇〇〇〇協同組合
代表者	〇〇〇〇〇
3. 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
4. 提出物件の目録	
地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面	1

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

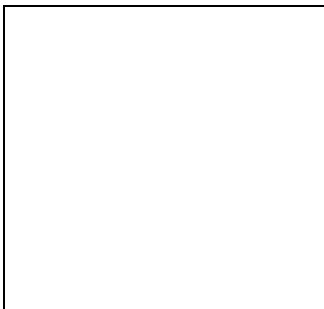
【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

【法人の法的性質】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】 福島復興再生特別措置法第 6 4 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2
軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明
する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減
(〇〇協同組合 持分〇/〇)

[備考]

- 1 福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 福島復興再生特別措置法第64条第5項の規定により共有者ごとに払込手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「福島復興再生特別措置法第64条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減(〇〇〇協同組合持分〇/〇)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp646をご参照ください。

様式見本3： 地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面

地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面	
	令和 年 月 日
1. 軽減申請に係る出願の表示	
	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願(整理番号:〇〇〇〇)
2. 申請人	
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・
氏名又は名称	〇〇〇〇協同組合
代表者	〇〇 〇〇
3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性	
	当該軽減申請の申請者が実施する商品等需要開拓事業は、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められたものであり、△△(地域団体商標)を〇〇という商品(役務)に使用し、その需要を開拓するために、××××という取り組みを実施しているものである。

II 中小企業地域資源活用促進法による手数料の軽減

中小企業地域資源活用促進法第10条第1項に規定する認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等である場合には、その認定計画の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減されます。

1. 軽減措置に係る要件

(1) 出願手数料の軽減を受けられる者

中小企業地域資源活用促進法第14条第2項に規定される認定地域産業資源活用事業者であること。

(2) 商品等に係る要件

認定地域産業支援活用事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定及び法第7条第1項の変更の認定等に係る認定計画に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務に係るもののみが支援の対象となります。

そのため、軽減措置を受けるためには、認定計画に地域団体商標の登録を受ける旨を記載するとともに、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

(3) 出願に係る時期的要件

認定地域産業資源活用事業の実施期間内に申請するものであること。

2. 措置の内容

出願手数料：1/2軽減

3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面（様式見本3）と認定計画の写し（認定申請書及び地域産業資源活用事業計画に係る認定書の写し）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

<p>出願手数料軽減申請書</p> <p>(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第14条第2項の規定による軽減)</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
あて先	特許庁長官 殿
1. 出願の表示	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願 (整理番号: 〇〇〇〇)
2. 申請人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
代表者	
3. 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
4. 提出物件の目録	
地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面	1
認定計画の写し	1

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減 (〇〇協同組合 持分〇/〇)

[備考]

- 1 中小企業地域資源活用促進法第14条第2項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 中小企業地域資源活用促進法第14条第4項の規定により共有者ごとに申請手数料の金額(軽減を受ける者にあつては、その軽減後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第14条第2項の規定による出願手数料1/2軽減(〇〇協同組合持分〇/〇)」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp646をご参照ください。

様式見本3：地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面

地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面	
	令和 年 月 日
1. 軽減申請に係る出願の表示	
	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願(整理番号：〇〇〇〇)
2. 申請人	
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・・・・・
氏名又は名称	〇〇協同組合
代表者	〇〇〇〇
3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性	
	当該軽減申請の申請者が実施する地域産業資源活用事業は、▲▲経済産業局長が認定した地域産業資源活用事業計画に定められたものであり、△△(地域団体商標)を●●という商品(役務)に使用し、その需要を開拓する取り組みを実施(認定計画××頁参照)しているものである。

Ⅲ 地域未来投資促進法による手数料の軽減

地域未来投資促進法第18条に規定する承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であつて、商標法第7条の2第1項に規定する組合等又は地域未来投資促進法第23条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」とみなされた一般社団法人である場合には、承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減されます。

1. 軽減措置に係る要件

(1) 出願手数料の軽減を受けられる者

地域未来投資促進法第24条第2項に規定される承認地域経済牽引事業者であること。

(2) 商品等に係る要件

承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※地域未来投資促進法第13条第1項の承認及び法第14条第1項の変更の承認等に係る承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るもののみが支援の対象となります。

そのため、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

(3) 出願に係る時期的要件

承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に申請するものであること。

2. 措置の内容

出願手数料：1/2軽減

3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面（様式見本3）と承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

<p>出願手数料軽減申請書</p> <p>(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第 2 4 条第 2 項の規定による軽減)</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>		
あて先	特許庁長官	殿
1. 出願の表示	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願 (整理番号: 〇〇〇〇)	
2. 申請人	識別番号 住所又は居所 氏名又は名称 代表者	
3. 代理人	識別番号 住所又は居所 氏名又は名称	
4. 提出物件の目録	地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面 1 承認地域経済牽引事業計画の写し(地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域 経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し) 1	

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】 地域団体商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 4 条

第 2 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減（一般社団法人〇〇 持分〇/〇）

[備考]

- 1 地域未来投資促進法第24条第2項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条第2項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 地域未来投資促進法第24条第4項の規定により共有者ごとに申請手数料の金額（軽減を受ける者にあつては、その軽減後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条第2項の規定による出願手数料1/2軽減（一般社団法人〇〇 持分〇/〇）」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp646をご参照ください。

様式見本3：地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面

地域団体商標と承認地域経済牽引事業の関連性を証する書面	
	令和 年 月 日
1. 軽減申請に係る出願の表示	
	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）
2. 申請人	
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・・・・・
氏名又は名称	〇〇〇〇
代表者	〇〇〇〇
3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性	
	当該軽減申請の申請者が実施する承認地域経済牽引事業は、▲▲県知事が承認した承認地域経済牽引事業計画に定められたものであり、△△（地域団体商標）を●●という商品（役務）に使用し、その需要を開拓する取り組みを実施（承認地域経済牽引事業計画××頁参照）しているものである。

IV アイヌ施策推進法による手数料の軽減

アイヌ施策推進法第12条第1項に規定する認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等である場合には、当該商品等需要開拓事業の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減されます。

1. 軽減措置に係る要件

(1) 出願手数料の軽減を受けられる者

アイヌ施策推進法に規定される商品等需要開拓事業の実施主体であること。

(2) 商品等に係る要件

認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※アイヌ施策推進法第18条第2項及び第3項に規定する認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るもののみを支援の対象とします。

そのため、出願人が、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

(3) 出願に係る時期的要件

商品等需要開拓事業の実施期間内に申請するものであること。

2. 措置の内容

出願手数料：1/2軽減

3. 軽減の手続


軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面（様式見本3）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

<p>出願手数料軽減申請書</p> <p>(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による軽減)</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
あて先	特許庁長官 殿
1. 出願の表示	令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願 (整理番号: 〇〇〇〇)
2. 申請人	識別番号 住所又は居所 氏名又は名称 代表者
3. 代理人	識別番号 住所又は居所 氏名又は名称
4. 提出物件の目録	地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面 1

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】	地域団体商標登録願
(【整理番号】)	
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】	
	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品（指定役務）】	
【商標登録出願人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【代表者】)	
【代理人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【その他】	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 第 18 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 (※)
【提出物件の目録】	
【物件名】	商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1
【物件名】	商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明 する書面 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
第 18 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 (〇〇協同組合 持分〇 / 〇)

[備考]

- 1 アイヌ施策推進法第18条第3項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第18条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 アイヌ施策推進法第18条第5項の規定により共有者ごとに申請手数料の金額（軽減を受ける者にとっては、その軽減後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第18条第3項の規定による出願手数料1/2軽減（〇〇協同組合持分〇/〇）」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

※「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」として、登記事項証明書等及び同項定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しがあげられますが、登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を要しません。詳細はp646をご参照ください。

様式見本3：地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面

地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面	
令和 年 月 日	
1. 軽減申請に係る出願の表示	
令和 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）	
2. 申請人	
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・
氏名又は名称	〇〇〇〇
代表者	〇〇〇〇
3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性	
当該軽減申請の申請者が実施する商品等需要開拓事業は、内閣総理大臣が認定したアイヌ施策推進地域計画（令和〇年〇月〇日 ××県××市申請に対する・・・計画）に記載されたものであり、△△（地域団体商標）を〇〇という商品（役務）に使用し、その需要を開拓するために、××××という取り組みを実施しているものである。	